なる場合もあります。 額)判定ができなくなり、

必ず3月17

不利益と

すので、

心配されずにお話しください)

提出してください。(守秘義務がありま 生委員に経済的な事情などを説明の 要事項を記入・押印し、地区担当の

提出先

定以下の人が受けられる国保税の減

来ないばかりか、

軽減

(所得が

いると、 保世帯の

正しい国保税の計算が 中で所得が分からな

修学旅行費、

入学支度金など

教育課にある申請書類に必

援助内容。学用品費、 て悪いと認められる人

学校給食費、

由しているなど、生活状態がきわめ ③学用品費、通学用品費などに不 い児童生徒の保護者

②経済的な理由により欠席日数が多

態が悪いと認められる人 ①保護者の職業が不安定で、 [問合先 税務課町民税係 2542-6605]

告 定 申 金 確 申告と納付期限

区分 所 得 税 贈与 税

※税務課窓口、総合支所総務課では受付は行いません 会場が昨年と変更になっていますのでご注意ください 申告対象地区 会場

納税相談(確定申告・住民税申告)日程表

受付時間: 9時~16時30分

2/18(月) 大塚・弥永・依井 女性センター 19 (火) 依井二・山隈 住民ホ |20(水)|高田・新町・久光 21 (木) 野町・原地蔵・南高田 2 階 22 (金) 栗田・森山・朝園 25 (月) 当所・上高場・高上・大久保 櫛木・三箇山・黒岩・小路・勝山。 一八・畑嶋・長者町・玉虫 26 (火) 坂根・上曽根田・下曽根田・三牟田 吹田・西田・赤坂・松延本村・ 27 (7k) 松延新道•石櫃 コスモスプラザ ※ 28 (木) 中牟田町・中牟田村・下原・朝日東 会議室1 29 (金) |朝日西・二 3/3(月) 篠隈・篠隈新道 3 4 (火) 丸町・東小田上・東小田下・四三嶋 2 階 5 (水) 福島・安野

※2月20日(主に営業)と、28日(主に土地・家屋 の譲渡) は甘木税務署員も相談を受け付けします。地区 の割り振り日にかかわらず、この日におこしください。 ※青色申告・譲渡(土地、株など)・住宅取得控除の人は 直接甘木税務署(☎22-2720)へ提出してください。

ときは南福岡社会保険事務所 を添付して申告してください。 6128) へお尋ねください

所得税の申告書は「確定申告の手引き」

所得や税額が簡単に

「手引き」

は、

5

- の提出がない人(パー 給与所得以外に所得があった人 給与所得者で勤務先から給与支払報告書 トなど)
- 家賃、配当、 平成19年中に退職した人で、 生命保険などの満期一時金をもらった人 恩給(雑所得)を受給している人 農業など)
- 医療費控除や住宅取得控除などを受けよ
- ン控除額を引け

(国民年金保険料) 控除証明書\_

# できるようになっています。 の折込で配布しています。 に沿って記入すると、 い場合は、役場本庁税務課、 ●住民税の申告書と手引書は、 役場にあります

3月31日(月)まで 個人事業者の消費税

要な人は介護保険証と印鑑をお持ちになっ 請してください すので、「障害者控除対象者認定書」が必 福祉課(めくばーる健康福祉館)で申

課に準備しています。 (月) です。

2月18日(月)~3月17日(月) 2月1日(金)~3月17日(月)

※国民年金を支払っている人は、

広報2月号

申告書が足りな

総合支所総務

こともありますので、 からない場合でも、 加徴収される人が増えています。

受けていない

うとする人 所得税から住宅ロ

は通知済)

●介護保険の要介護認定者(要支援は除く) 障害者控除に当てはまる場合がありま 年金、

かった人 (把握している人

(地代、

提出期限は3月17日

年末調整を

な

ればなりません。近年申告もれが多いため 甘木税務署の追跡調査で、 全ての所得について申告 所得税を追 しなけ

扶養控除に当てはまる

税金がか

確定申告または住民

# 税の申告を正しく行ってください

農地に作付けしている人、

農地を貸して

いる人は、 出が必要です。 ちください。 白色申告となり収支内訳書の提 作成した収支内訳書をお持

# 所得金額や所得控除額によっては確定申

告が必要な場合があります。

ばなりません。次のような場合は還付されしを受けるためには、確定申告をしなけれ戻しを受けることができます。この払い戻 ①民間の金融機関や住宅金融公庫などから ることがあります 過ぎになっている税額) 所得税の年税額と既納税額の差額 は税務署から払

とき(雑損控除)。 ②火災や風水害、 得したとき(住宅取得控除)。 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取 盗難などの被害を受けた

④勤めを年の途中で辞めて再就職していな 医療費を支払ったとき(医療費控除)。 ③病院への通院、 年末調整をうけていないとき。 入院や出産などで多額の

6 (木)

7 (金)

5 全地区受付(土・日は除く) 17 (月)

# [問合先 住民課年金係 2542-6606]

難と認められる家庭の保護者に対し

注意

ご相談ください

•

中学生就学援助制度

住所変更や訂正は届出を

んきん特別便

はご自身による手続きが必要となり 届けできません。 願いします ますので、 ●住所変更の届出がお済みでない人 大切な「ねんきん特別便」をお 次の手続先で手続きをお 住所の変更・訂正

※市内通話料で可。携帯電話も可

**3**0570 · 058

5 5 5

ねんきん特別便専用ダイヤル

ん特別便への問合先

国民年金第1号被保険者 お住まいの市区町村役場の窓口

算定や、

軽減の判定などのため所

被保険者

(加入者) は、

国保税

0) る

補助対象者の認定基準

●前年度または当該年度に、

希望される人は、ご相談ください。

就学援助制度を設けています

る世帯主およびその世帯に属す

民健康保険の納税義務者であ

[問合先 教育課学校教育係 222-3385]

徒で、

経済的な理由により就学が困

小学校・中学校に在学中の児童生

得の申告が必要となります

被保険者 厚生年金加入者 国民年金第3号

# 険担当者 >厚生年金加入者の勤務先の社会保

# 年金受給者

# **≯お近くの社会保険事務所**

生活状

ためにも、 みでない 確認されて、 ください ●結び付く可能性のある記録を探す 人は、 お持ちの古い年金手帳を 氏名変更の届出がお済 変更の届出をお急ぎ

②勤務先から役場に給与の支払報

①所得税の確定申告や、

町県民税

申告をした人

申告が必要ない人 告してください。) (収入の有無にかかわらず必ず

国民健康保険に加入して

いる

申人

のいずれかの措置を受けた人

右記以外で次のいずれかに当てはまる人

③国民年金保険料の減免 ②町民税の非課税および減免 ①生活保護の停止または廃止

)児童扶養手当の受給

申告が必要な人

告がされている人

③社会保険庁などから年金の支払

報告がされている人

金加入記録照会票」を、 がき」を、 訂正がない場合には同封の「確認は 険庁が把握している加入記録をお知 ていただきますよう、 れがないか十分にご確認ください らせしています。ご自身の記録にも ●「ねんきん特別便」では、 訂正がある場合には ご協力をお願 社会保

# は9時~ 受付時間 (第2土曜日および3月9日 **3** 67 0 0 ※IP電話・PHSからは 17時) 月~ 金曜 9時~ 4 4

 $\widehat{\exists}$ 20 時

 $\sim$ 

※オンラインの稼動時間によって りますので、 回答が翌日 ご了承ください。

談をご利用ください 社会保険事務所で手続き 次のとおり社 まだお

2 月 13 日 (水)· 27 日 永

・ご本人以外の場合 ・受給者は年金証書 ・お手元に届

# 巡回相談

会保険事務所職員による巡回 済みでない人は、 をする必要があります 年金受給者で、 訂正がある場

日時 15 時

会場

朝倉商工会議所(朝倉市

・年金手帳 険証や運転免許証など) 任状」と、来られる人の身分証 お持ちになるもの 甘木955 いた「ねんきん特別便」書類一式 認印 NTT前)